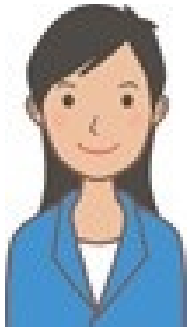


保証票の表示ルールを見直します。

新たに
できること

- 原料や材料の表示を簡素化します！
- ウェブ表示で原料等の一部表示を省略できます！
- 保証票の大きさの基準をフォントサイズに変更します！



※施行日前までに登録・届出を行った肥料については、当分の間、従前のルールに基づく表示が可能です。

原料や材料の表示の簡素化

- 保証票の原料のうち、最低上位5番目又は8割までの原料を記載し、それ以下は「その他」として、原料を〔 〕内に記載し、〔 〕内の原料の順位は重量順でなくても可能に
(例：硫酸アンモニア、塩化加里、・・・、その他〔尿素、硫酸加里〕)
- 入れ替わる旨を記載することにより、隣接する2つの原料の順位の入替えが可能に
- 有機質肥料の「統合表示名称」について、「魚粉類」を「動物かす粉末類」に統合し、「植物油かす類」と「植物かす粉末類」とを「植物質類」に統合
- 一部の材料の表示について、表示の有無の選択が可能に

保証票
登録番号
肥料の種類
肥料の名称
保証成分量(%)
原料の種類
材料の種類、名称及び使用量
正味重量
生産した年月
生産者の氏名又は名称及び住所
生産した事業場の名称及び所在地

ウェブ表示で原料等の一部表示を省略

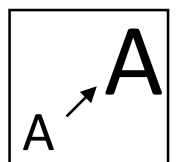
- 原料中の「指定配合肥料」や「その他」の〔 〕内の表示をウェブ表示により省略が可能に
- 肥料の生産事業場の名称及び所在地をウェブ表示で可能に



二次元コードの添付

保証票の大きさを変更

- 保証票の大きさの基準を、フォントサイズ8ポイント以上に変更



公定規格を見直します。

新たに
できること
対応いただくこと

※公定規格の見直しの詳細は、令和2年度末までにお示しする予定です。

- 細分化した**規格を統合・簡素化**します！
- **微量要素を表示しやすく**します！
- **産業副産物を肥料に利用しやすく**します！



公定規格の見直し

- 副産系の肥料、液状の肥料、汚泥肥料等を**大きくり化**
- 様々な**微量要素等**の組合せやその**表示ができるよう規格を緩和**
- 有害成分規格は堅持しつつ、原料規格の設定と成分量の規格の引下げにより、**産業副産物を肥料に有効利用しやすく**なるよう規格を見直し

想定されるメリット

1 利用拡大が期待される肥料原料の例

- 畜産業 → 豚ふんの燃焼灰
- 発電プラント → 木質系燃焼灰
- 食品製造業 → 食品系汚泥発酵肥料 など

2 微量要素の表示が可能に

有機質肥料等に含まれる**微量要素の表示が可能**となることにより野菜や果樹の微量要素欠乏症の改善が期待

